

Q：従前相当のサービスにおける月額包括報酬の日割りの算定方法はどのようなになるのか。

A：月額包括報酬の日割り算定については、国より基準が示されておりますので、基準に沿った算定を行ってください。

区ホームページの添付ファイル「[月額包括請求の日割り請求にかかる適用について](#)」を参照ください。

総合事業の日割りの算定に関する問い合わせの多い質問への回答

- ① 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（＊）に応じた日数による日割りとなります。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。
＊サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。
- ② 月途中で事業者の変更があり（転出は除く）、日割り計算用サービスコードがない加算については、変更後の事業者のみ算定できます。
- ③ 総合事業では、利用者との契約開始の場合は契約日から開始、利用者との契約解除の場合は契約解除日で終了となります。サービス提供開始日ではなく、契約日が起算日になります。
- ④ 事業対象者から要支援１、要支援２になった場合にも変更日で日割り請求となります。なお、１月の日数が３１日の場合、日割りの単価×３１日で計算すると、月額包括報酬の金額を超えますが、請求は可能となっています。
- ⑤ 住所を移転して保険者（区市町村）が変更になったが、指定事業所が変わらなかった場合については、世田谷区では世田谷区の総合事業に関する契約が開始・解除したとみなすことで日割り計算が可能と判断しています。なお、他の保険者（他区市町村）では異なる判断をする場合がありますので、それぞれの保険者にご確認ください。
- ⑥ 月末に契約を締結し、翌月からサービスを提供する場合、契約を締結した月はサービス提供がないため、総合事業の請求はできません。翌月から月額包括報酬となります。
- ⑦ 月の途中で利用者が死亡した場合、総合事業の日割り計算の対象事由に「死亡」は含まれていませんが、「利用者との契約解除」が日割り計算の対象事由にあたりますので、事業者と利用者間で交わされている契約書における死亡の場合の契約の取り扱いに沿って、日割り計算をするかどうかを判断することが原則となります。一方、死亡日をもって契約解除という取り扱いが契約書にない場合でも、利

用者の家族、事業者、ケアマネジャーとの話し合いのうえ、契約解除の取扱いに準じて、死亡日を起算日として日割り請求することも可能としています。

- ⑧ 月の途中で要支援1から要支援2、または要支援2から要支援1に区分変更となった場合、変更日（認定決定日）で日割り請求となりますが、区分変更に伴って利用回数を変更する場合は、認定決定日以前に変更後の内容で暫定のケアプラン及びサービス計画を作成し、それぞれ説明・同意・交付を終了している必要があります。

例えば、区分変更申請を行った結果、10月途中で遡って要支援1から要支援2に認定決定されたことが11月途中で判明し、その後週1回程度から週2回程度に増回したケアプラン及びサービス計画を作成した場合、11月は日割りではなく、週1回程度の月額包括報酬になります。